

Title	蝦夷種族論序説(下)
Sub Title	On the Emishi (蝦夷) tribe : an introduction (II)
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.4 (1965. 2) ,p.1(365)- 22(386)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19650200-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19650200-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 蝦夷種族論序説(下)

清水潤三

## 四 社 会

古代の「えみし」がどのような社会を営んでいたか、という点については、旧稿に多く触れるところがなかつた。その後、門脇禎二が「蝦夷の叛乱―その前章―」を、高橋富雄は「辺境における貴族社会の形成―古代陸奥における改氏姓の意義―」、<sup>26)</sup>「古代蝦夷の政治的社会」の二篇を相次いで発表され、筆者の蒙をひらかれるところが大であつた。従つて、学位請求論文においては、相当多くの紙数をこの問題に割いたのであつたが、昨秋には高橋の「蝦夷」が刊行され、ますます重要性が増大してきたから、ここで筆者の見解を明らかにすることも無駄ではあるまい。

「えみし」の社会、特にその政治的社会の解明に、最も意を注がれたのは、右の高橋富雄である。それ故、以下の記述は氏の所説と管見とを対比する形で、進められることが多かるう。ただ、本論に入る前に注意しておきたいことは、その間における意見の相違は、高橋が「蝦夷の純粹に内側からする發展構造、段階を、それ自体としてとらえようとする」<sup>27)</sup>「基本的態度を崩さず、従つてより歴史的、敘述的方法をとるのに対して、筆者のそれは、各時点における「えみし」の社会を、むしろ分析的に、いちいち明らかにしようとするのであるから、相互に異つた立場に立脚するために生ずる差異であるといえる。それ故、すでに生業を論じた際、相背馳した結論が見られたように、彼我の所論は平行線をたどる場合が多い。実際について云うならば、両者の相違は、高橋がその立場からして、異なる段階に属する文化の並存を認めず、筆者は

記録の分析結果として、そのような事実を認めるほかはないとする点において、最も明瞭に観取されるであろうということである。読者がこの点を予め考慮に入れた上で、熟読されるならば、幸いこれに過ぐるものはない。

さて筆者の常に用いる方法として、まず如何なる記録が残されているかという点から出発しよう。最初に目につくのは(1)景行紀四十年秋七月の条に「或聚党類。而犯辺界。」とある記事であり、つぎには、(2)陸奥国風土記逸文の「昔於此地。有八土知朱。……各有族而屯於八処石室也。」であるが、いかにも自然発生的な村落の描写と考えられるもので、さらに、(3)統紀靈龜元年十月丁丑条「宇蘇弥奈等言。親族死亡子孫数人。常恐被狄徒抄略乎。請於香河村。造建郡家。為編戸民。永保安堵。」、(4)同上後段の「又蝦夷須賀君古麻比留等言。……便建郡家。同百姓。共率親族。永不闕貢。」、(5)統紀宝龜元年八月己亥条の「宇屈波宇等。勿率徒族。逃還賊地。」などを加えて通観する時、そこにあらわされた「えみし」の社会はなお血族を重んずる同族中心の社会であつたと見なされるであろう。次に(6)類聚国史延暦十四年五月十日丙子条に「配俘囚大伴部阿豆良等妻子親族六十六人於日向国」とあるのは、彼等の親族構成の規模を窺うに足るものと思われるし、(7)三代実録元慶二年七月十日条に「津軽夷俘。其党多種。不知幾千人。」とあり、翌年秋田城に來降した渡島の「えみし」について、(8)「又渡島夷首百三人。率種族三千人。詣秋田城。」(三代実録元慶三年正月十一日条)と記しているのも、同じく血縁集团的社会的存在を教えるものであろう。(8)によれば、一戸五人と仮定して、一人の酋長の配下は六戸となるから、江戸時代に狩猟漁撈をもつて生活を支えていた、北海道アイヌの血縁的村落の規模と合致し、同族的な社会以上のものを考えることは困難である。この点に関しては、筆者の前稿にも触れておいたし、大山梓氏の同じ見解も公にされている。<sup>(28)</sup>

ところが別に、「えみし」の社会が、そのように後進的なものではないことを示す別個の史料があつて、農耕の存否を論じた場合と全く規を一にするのに驚かされる。すなわち、統紀延暦八年六月甲戌条に見える征東將軍紀古佐美の胆沢攻略戦に関する戦況報告には「惣焼亡賊居。十四村。宅八百許烟。」とあつて、胆沢周辺には十四の村落があり、その村は一

村平均五十七戸より成つていたことを示す。この数字は、さきの渡島の「えみし」の一村六戸という規模に比べて、格段に大きく、ここでは農耕の発達に伴う村落の膨張と、その背後における社会の発展を考慮せねばならぬことになるであろう。そこでしばらく眼を転じて、征夷のあり方と兵力の問題を検討してみたい。

景行紀四十年秋七月条の武内宿弥の奏言や、記紀に見えた日本武命の伝承が、必ずしも確実な歴史的事実を示すものは断じがたいとすれば、国家的な規模のもとに派遣された征夷軍は、斉明紀の阿部比羅夫の北征以前には皆無といつてよい。仁徳紀五十五年条に見える上毛野田道、欽明記九年条に載せた上毛野形名の征討は、私見をもつてすれば、大化以前における東国経略が、地方豪族の手に委ねられていたことを示すもので、それなりに「えみし」の実力をも反映するものと思われる。比羅夫の遠征が、多分に武力的示威行動と見られ、「えみし」の抵抗が微弱であつたのに加えて、和銅二年三月壬戌（続紀）陸奥、越後方面の鎮定を目ざして出発した巨勢朝臣麻呂、佐伯宿弥石湯の軍は、帰還するまでの五ヶ月間に（続紀同年八月戊申条参照）、一応制圧の目的を達したようであり、養老四年九月に至つて、陸奥の「えみし」が叛し、按察使上毛野広人を殺害したが、この賊を伐つた征夷大將軍多治比島守は、前後七ヶ月で平定を終え、帰京することができた。（続紀同年九月二十八、二十九日、同五年四月九日条）。次いで神龜元年三月に勃発した陸奥海道の「えみし」の叛乱も、持節大將軍藤原宇合によつて鎮圧され、彼は約七ヶ月後の十一月には凱旋することが可能であつた。（続紀同年三月甲申、同四月丙申、同十一月乙酉条）。宇合の場合、坂東九国の軍三万人に教練を行わせているが（続紀神龜元年四月癸卯条）、実際に動員された兵力は大したものではなかつたらしい。和銅、養老、神龜の三度に亘る経営は、続紀和銅五年九月乙丑条に「其北海道蝦狄。遠憑阻險。実縦狂心。屢驚辺境。自官軍雷擊。凶賊霧消。狄部晏然。皇民無擾。……」とあるように大事に至らず、この頃における「えみし」の鎮圧は、朝廷にとつて、さしたる難事ではなかつた。従つて陸奥出羽の経営は着々と歩を進め、天平九年に至ると、大野東人による陸奥出羽連絡路打通作戦が試みられて、進攻が積極化

しているが、約六千の兵をもつてする進撃に際し、“えみし”の一大拠点と目されていた雄勝村の俘長等でさえもが、官軍の風を望んで来り降る有様で、なお強力な抵抗はみられないのである。(続紀天平九年正月丙申、同四月戊午条)。すなわち、少なくとも天平年間の前半までは“えみし”の社会が十分な発展をとげておらず、強力な抵抗を試みる基盤をもたなかつたと認めて差支えない。

ところが、宝龜五年七月にはじまる陸奥の叛乱(続紀同月壬戌条)は未曾有の大乱となり、かつて見ない強力なもので、前後三十余年に亘つて彼我の死斗が展開されることとなつた。天平九年を距ること僅かに三十七年で、何故にこのよくな著るしい変化が生じたか、まことに興味深い課題であるが、ここでは兵力の問題を中心に検討しよう。この叛乱に対して朝廷が用いた軍隊は、宝龜七年二月(続紀甲子条)に陸奥二万、出羽四千であつたものが、延暦七年三月(続紀辛亥条)には、東海東山両道並びに坂東の兵五二八〇〇人の動員が計画されるに至り、翌八年六月の戦斗に参加した人員は、兵二七四七〇、輜重一二四四〇、計三九九一〇人を算えた。(続紀同月庚辰条)。さらに戦局膠着のため、延暦十三年には一躍十万と号する大軍が動員され、全二十年には四万の兵が用いられたと記録されている。(後紀弘仁二年五月壬子条)。これらの数字がどれほど正確なものであるかは、疑いを挿む者があるかもしれぬが、続紀延暦八年庚辰条に見えた征東將軍紀古佐美の奏言の内容が、かなり正確であると考証されること、<sup>29)</sup>降つて弘仁三年文室綿麻呂が爾薩体、弊伊の賊を伐つために二六〇〇〇、同五月には一九五〇〇の兵を動かしている点から推して、(後紀弘仁二年三月甲寅、同五月壬子条)、荒唐無稽の数字とは断じえない。かような大軍が動かされたことは、いうまでもなく“えみし”の反撃が強力であつたらに外ならず、天平以前とは叛乱の内容が、著るしく異つてゐることを暗示する。

そこで“えみし”の側の兵数について検討を試みると、幸い宝龜の乱以後においては、幾つかの史料が残されている。まず続紀天応元年六月戊子条には、四千余人の“えみし軍”が戦線に登場したと記し、延暦八年六月の衣川の戦において

は、それぞれ三百、八百、四百の三隊に分れた計一五〇〇人の「えみし」が攻撃を加えている。しかも地形を利用し、ゲリラ戦的な活動を試みて成功しているから（続紀同六月甲戌条）、朝廷側が尨大な兵力を投入した理由ももうなずけるのであるが、干を越える「えみし軍」が出現するに至つたからには、その間に彼等の社会が単なる血縁集団から、より高度の段階に進んでいたことを推測せねばならぬであろう。ここに、先に引いた延暦八年六月の胆沢攻撃にあつて、紀古佐美が報告した「惣焼亡賊居。十四村。宅八百許烟。」の字句が想い起される。一村約五七戸より成る十四の村が、相距ること遠からざる範囲に密集していたとすれば、この事實は右の推測を裏書きして余りがある。この一村五十七戸という数字は、実は驚くべき数字であつて、村山光一によると、<sup>(31)</sup>常陸風土記に見えた浮島村は「戸十五烟」と記され、その推定人口は、一戸十人として百五十人になるという。仮にこの数字を当てはめてみると、胆沢の「えみし」の一村は五百七十人となつて、十四村を合せれば、八千人を越えることになる。これを同じく村山の示した、令制下の一郷の人員平均約千人という数字にあててみると、胆沢の二村が一郷に匹敵するわけで、十四村では令制の七郷に当る人口を擁していたことになつて、令制の中郡に相当するのである。

また三代実録によると、元慶二年の出羽の叛乱に際しては、まず陸奥国より援兵二千を発し（三月二十九日条）、更に四月二十八日には上野下野等の兵二千を増援せしめたにも拘らず、五月五日条には「是日。陸奥守正五位下源朝臣興世飛駟奏言。発兵二千人。差遣出羽国既畢。更依請彼国。亦発五百人。……」、七月十日条には「出羽国飛駟奏曰。……請發常陸武蔵両国軍合二千人。以誠備非常。」とあつて、なお兵力の不足を訴える状況にあり、実際の戦斗記事を検すると、四月二十八日焼山附近の戦にあつては、官軍六百に対して賊一千余人が現われて敗北を喫し、六月七日の遭遇戦の場合には、官軍五百六十人が賊三百余人と合戦を交えたのであつて、大略2:1の比であるとはいへ、官軍が陸奥東国の兵を動員しているのに対し、「えみし」は恐らく秋田城周辺の十二村から出陣したものであるから、叛乱を起したそれらの「えみ

し」の村も、やはり胆沢と同じように発達した社会を営むものであつたに相違ない。三代実録元慶二年七月十日条には「又秋田城下賊地者。上津野。火内。楹淵。野代。河北。腋本。方口。大河。堤。姉刀。方上。焼岡十二村也。向化俘地者。添河。霸別。助川三村也。……於是俘囚深江弥加止。玉作正月磨等。誘率三村俘囚二百余人。夜襲殺賊八十人。焼其粮食舍宅。」と見えて、さきの十二村の名を明示すると共に、官軍方の三村からは、二百余名の戦斗員を出すことができたことを知りうるのであつて、右の推定を裏付けている。

以上、縷述し来つたところからすれば、「えみし」の社会は天平中期以前にあつては、ほとんど血縁社会と見なされるが、奈良時代末以後においては、令制下のわが国のそれと大差なき段階に達したらしいこと、またその基盤が農耕の習熟にあつたらしいことを示唆するものといえる。しかし、前引の史料を少しく仔細に吟味するならば、三代実録元慶三年正月十一日条に見えた渡島の「えみし」が、決して大規模な村落構造をもつていたとは思われず、延暦年間においても類聚国史延暦十四年五月十日丙子の条（前引）に見えた大伴部阿豆良の親族構成が六十六名と推される事実などからすると、平安時代に入つても、「えみし」の社会が完全に同族中心のそれから脱皮していたとはなしがたい。そこで胆沢が農耕生活の先進地帯であり、秋田城の周辺地区も古くから日本人と関係を持つた俘囚の村であつたことを思い合せると、それは、「えみし」のうちで、特に文化の躍進を見た地域を代表するものであり、これらを以て、それぞれの時点における、「えみし」社会の全般を推すことは不可と断じて差支えなからうと思われる。筆者はここにも「えみし」文化の二元性を認めうると思うのであり、原則として、日本人との接触が密な地域に、より高度の文化がめばえた、と見るべきであることを主張したい。この点に関しては拙稿「文献に現われた蝦夷の分類的称呼について」（史学三三一一）を参照してほしいと思う。

冒頭に触れた通り、高橋富雄は古代学（五卷三・四合併号）に載せた「古代蝦夷の政治的社会」において、「えみし」

の首長をA型（自然発生的村落の長）からF型（複姓型）に至る六型式に分類し、その発展の歴史的過程を明らかにすると同時に、「えみし」の歴史としての、政治的社會の発達を跡づけようとされた。また昨秋出版された「蝦夷」の中においては、「六 蝦夷の政治的社會」の一章を設け、1 農耕化、2 政治的社會の形成、3 俘囚政治組織の形成と節を分つて、彼等の政治的社會の史的考察を試み、それ自体においては、大きな業績を挙げられた。その意味における限り、高橋の敘述と主張には大きな欠陥はないといえよう。しかし、後者の「蝦夷」において、処々に注意が払われるようになったとはいえ、時として空間的な觀察に欠陥が認められ、福島県以南と、宮城県以北の事実が同一視されている場合が見られるのは遺憾であるし、統紀宝龜十一年十二月庚子の条に「是以遣二千兵。経略鷲座。楯座。石沢。大菅屋。柳沢等五道。」とある鷲座以下の五村が、政治的連合体を形成していたとか、胆沢十四村を打つて一丸とする一大政治的村落が形成されていたと断じ、後記弘仁二年七月二十九日条の「邑良志閉村降俘吉弥侯部都留岐申云。己等与爾薩体村夷伊加古等。久構仇怨。今伊加古等。練兵整衆。居都母村。誘幣伊村夷。将伐己等。」とある記事から、邑良志閉、幣伊対爾薩体、都母の二つの政治的社會を考え、えみしの村長は事実上国造、郡司に当るもので、胆沢以外にも「えみし」のクニグニが存在したことを認めるなど、旧態依然たる説に対しては、にわかには賛同しがたい。別に氏家和典も「蝦夷の叛乱とその背景」（文化一九一五）において、奈良時代後半には胆沢の地に政治的国家結合を生じ、二人の賊首のひきいるイザワノクニがあつた、と述べている。筆者はこの人びとという「クニ」の性格について十分な理解をもたぬためか、両氏の主張をそのまま受け入れがたい。しかし、「クニ」という用語の可否を除けば、なにがしかの政治的社會を考へることも可能かもしれぬ、とは考へている。十四村八千人の農耕民の集團が、単なる同族的集團に止まつていたとも思えないからである。にもかゝらわず、その大集團が数万の日本軍と、三十年に亘つて互角に近い戦を挑んだ点を考慮に入れつつも、なお彼等の社會をどれほどに評価すべきかという点では懐疑的とならざるをえない。高橋らが認めるイザワノクニに当るものが出現するのは、



さらに年代の下降した時期に求むべきではなからうか。むしろ筆者は、鈴木公雄の示唆をもととして、元慶の乱における十二の「えみし」村を採り上げたいと思う。

右の村々が上津野、火内をはじめとする十二村であつたことはすでに述べた。また彼等が奥地の援軍をえていたとしても、千を越える戦斗員を擁していたことは既述の通りであるから、その団結は強固で、ある種の政治的社會を形成していた可能性をも認めるべきであるかもしれぬ。特に和議が成立した前後の記事を眺めると、

(1)三代実録元慶二年十月十二日条「出羽国司飛駅奏言。秋田宮申牒稱。八月廿九日逆賊三百余人。来於城下。願見官人特得乞降。權掾文室真人有房。左馬權大允藤原朝臣滋賀二人。单騎直到賊所。賊先申心慶。次乞降。有房等雖不被明詔。而予聽其降。是日……春風重令詔。先入上津野。教諭賊類。皆令降服。賊首七人相從同来。從去八月。賊降之状。相統不絶。野心難量。抑而不絶。今春風自入賊地。取其降書。亦其酋豪隨而共来。以此見之。知有降心……」

(2)同元慶三年正月十一日条「是日出羽国飛駅奏言。去年十二月十日。凶賊悔返噬之過。致束手之請。便返進所掠奪之甲甘二領。言曰。所取甲冑。其数不少。任已犯心。皆悉截破。称身約裁。一无全者。加之賊類或入奥地。或所居隔遠。其遺甲冑搜求追進。」

(3)同日条「……進議曰。今乞降之賊二百人。所進甲冑有余。賊党多数。官甲已少。野心難測。……春風議曰。春風自入賊地。具知逆類悔過之心。今亦蒙犯霜雪。乞降懇切。若疑慮。抑而不納。猶去逸就勞。非所以樂成。……保則等商量。雖令望之議已有道理。而春風之謀非无便宜。故殊加慰納。緩其嚴誅。……」

(4)同三月二日条「……出羽權守藤原朝臣保則飛駅奏言白。……於是。賊徒進愁状十余条。陳怨叛之由。詞旨深切。甚有理教。即弛法禁。慰其冤枉。……賊三百許人。詣秋田城乞降。雖然不受其降。……故隨春風言。暫停征伐。厥後賊類亦来請降。返進官物。臣等依彼来降。漸計利害。征戰之弊。非只一途。……」

(5)同元慶四年二月十七日条「是日……出羽權守藤原朝臣保則飛駟奏曰。降虜所進掠取甲六十六領。冑卅二枚。大刀四枚。鉾一柄。箭十隻。賊夷去年進契狀曰。所遺甲冑。早速將進。而踰涉年月。未有返上。故遣權大目正六位上春海連與雄。入奥地所勘取也。」

(6)藤原保則伝に「春風少遊辺塞。能曉夷語。即脱甲冑棄弓牟。独入虜軍。具宣朝命。皆如公意。於是夷虜叩頭謝云。異時秋田城司。貧欲暴橫。谿壑難填。若毫毛不協其求者。楚毒立施。故不堪苛政。遂作叛逆。今將軍幸以天子恩命而詔之。願改迷途歸幕府。於是競以酒食饌饗官軍。其豪長數十人。相率隨春風。至出羽国府。公即召見慰撫。賊亦尽返獻先所虜略之生口及軍器。……」

などとあり、摘出引用したところ、特に傍○を附した個所を熟視すれば、この際の戦争の終結は講和会議の様相を呈していたことが明白であり、律令官人側の記録であるが故に、一応野蠻人扱いをしたり、空虚な強がりが見られ、反面朝廷を恐れる小役人根性も窺われたりするものの、大局的に見るならば、正に対等の立場に基く終戦協定が結ばれたと解すべきであろう。彼等は愁状十余状を進めたり(4)、小野春風に向つて国司の専横を糾弾するなど、堂々たる態度をとり(6保則伝)、また降伏文書をさし出すなど(1)、少しも憶するところがなく、甲冑の返還の如きは、その一条件として扱われたのであつた。元慶の乱は珍らしくも詳細な記録が残された稀有の例ではあるけれども、このような「えみし」の態度なり、朝廷側の取扱いは、他に例を見ないのであつて、さすがに胆沢の場合でも、かくも明瞭に二つの国家の対立を示すものはもちろん、暗示するかのようない記事さえも皆無である。従つて、「えみし」の社会の最も発達した姿を、この上津野を初めとする十二村に求めることは、誰しも異論を挿みえないであろうと思われ、時代が九世紀末に降る点から見ても無理がない。しかしながら、なおこれらを熟読すると、「えみし」の首領と認むべき個人の名が、ついに現れぬ点に気づくのである。しかも「賊首七人」(1)とか、「賊党」(3)、「賊類」(2)(4)とか、「賊夷去年進契狀曰」(5)、「其豪長數十人」(6)など

の記述があり、彼等は必ずしも特定の統帥者の下に、緊密に結合された一団を構成していたとは見なしがたい。この点を重視するならば、すでに彼等の間に強固な政治的社會が完成していたとするのは、なお早計のそしりを免れぬであろう。もちろん高橋らも、小國の連合を想定しているわけであるが、「豪長數十人」とある点に留意するならば、血族的な部落の連合と見ることも不可能ではなからう。ここで想起されるのは、寛文九年のシャクシャインの乱である。この事件がいかに重大で、その反抗が強力であつたかについては、ここに詳しく述べるまでもないが、首領シャクシャインの謀殺に成功しなかつたならば、松前藩の独力を以て、果して鎮圧しえたかが疑問とされるほどである。海を隔てた津軽藩も対岸の火災視することができず、幕府自体も対策に苦慮したほどであつたことは、津軽一統志などの記載によつて明らかにし得るが、その際のアイヌ側の戦力なり、生活、社會などについては、幸いにも津軽一統志、松前夷乱記(32)などによつて、その一端を窺うことができる。まず津軽一統志によつて、アイヌ側の参加した部落と兵力を列記すれば、

狝在所之名

- |         |          |                               |
|---------|----------|-------------------------------|
| 一、志よや村  | 狝百人程     | 大将せくらんけ                       |
| 一、ほろへつ村 | 同五十人程    | 同うきせんほ                        |
| 一、ほろない村 | 同百五十人程   | 同名不知                          |
| 一、おこつへ村 | 同百人程     | 同名不知                          |
| 一、ゆうへつ村 | 同三百人     | 同しほた、ぬほし                      |
| 一、ほこつ村  | 同五百二十三人程 | 同ぬはいきんな                       |
| 一、うかうや村 | 同二百五十人程  | 同 <small>いこのがり</small> せは志ゆんけ |
| 一、うな津村  | 同五十人程    | 同れかつ                          |

- 一、な志や村 同百人程 同いかんてき
  - 一、くな志り村 同三百人程 同もよ志よ阿いん  
ものくしやいん
  - 一、つんへつ村 同六十人位程 同まうつか里
  - 一、とほし前村 同百人程 同志うんちやい
  - 一、おつ村 同百人程 同名不知
  - 一、志よこつ村 狄二百人程 大将まつたろし
  - 一、まうへ津村 同百人程 同くへちやいん
  - 一、はゝ志り村 同二百人程 同いぬけやいん、ちくうんぬ
  - 一、ちや家村 同二百五十人程 同志やなは、志りこんた
  - 一、へかけ村 同八十人程 同いくかへか
  - 二、志れとこ村<sup>ママ</sup> 狄百人程 大将名不知
- 都合三千

右之狄共今度蜂起仕候に御座候

以上

の如くで、参加した部落は十九村、そこから三千人が出動し、それぞれアイヌの風習に従つて、一村から一名乃至二名の大将が選ばれてこれを統率し、別にシャクシャインが、衆に推されて総大将となつていたのである。このあり方は総大将の有無を除くと、さきに引用した三代実録の記事(1)、(6)に合致するものといえる。

さらに、シャクシャインの乱に参加したアイヌが、いかなる文化、社会の持ち主であつたかを考察してみよう。津軽一統志卷第十之中には、「一、狄共何方へ成共大勢押寄候へば、結句手立能候処に、左様にも無之松前引籠候へ、忍の狄

を差遣し見せ候て、爰かしこに集り罷有候由。殊に山中廻候事はけたものに違なく、如何様の木草岩石にても自由に立廻り、食物からさけ一本持候へは廿日、三十日も山中に住居仕、十人、二十人つゝにて夜に紛れ寄せ申覚悟斗仕由之事。」とあり、「松前夷乱記」には「楮鉄火が城と申城の後、鉄火が島と申せし処也。北は大川にて、みなきり流るゝ品川也。……後は大河にて、車がい仕掛つなぎ置、内には兵糧として鱒、からさけ、おつとせい、其外食事とする魚鳥員を尽して籠置けり。」と記されているから、彼等は農民ではなく狩漁を業とするものであつたことは疑問の余地がない。筆者も以前は、多数の兵を動かし、長期に亘つて戦闘を継続するからには、農耕の存在を認めるほかはないかと考えていたが、これらの史料によつて、その原則を改めざるをえない。もちろん宝龜、元慶の頃の「えみし」は明らかに農民が中心で、それをしも否定するわけではないが、シャクシャインの乱の当時において、アイヌが政治的社会と名づくべきものを持つていなかったことは、右の二つの書物のみを通読することによつても、容易に察知しうるところである点を無視しえない。農耕生活↓多数集合生活↓政治的社会(血縁集団↓地縁集団)という公式は、もちろん輕視しえないものがあり、兵力の増加、抵抗力の増大が食料生産の充実、より進歩した社会の実現と歩調を一にすることは自明の理と思われるが、それを裏返しにして、直ちに政治的社会の發育を想定することは、必ずしも常に妥当ではなからう。狩猟漁撈を主生業とするアイヌが十九村の連合を形成し、三千の軍勢を動員して松前藩を危機に陥れたこと、そこに「からさけ」(干物または燻製)という有力な保存食料の存在した事實は、考古学をも含めて、歴史を取扱う者に対する重大な警告として受けとめるべき事柄ではなからうか。

右に述べたところによつて、筆者は古代「えみし」の社会が、早くから政治的社会に發展していたとする高橋、氏家らの説に賛意を表しえない。ただし胆沢とか、秋田城周辺の如く、比較的古くから日本人と接触を保ち、農民化の道を辿つたものうちに、社会の躍進的變革をなしたげた場合が、ありえたことまでも否定するわけではない。位階を賜い、賜姓

の光榮に浴し、郡司に任ぜられた“えみし”たちが、単なる血縁的氏族の長であつたとは思われぬが、それが“えみし”のすべてではなかつた。「生業」の項に述べた通り、農耕民に非ざる“えみし”が多数存在した以上、彼等が悉く政治的社会をもつていたとは思われぬ。それ故、この項の初めに、筆者と高橋の、この問題に対する集点の合せ方に相違があるとして述べておいたのであつて、何れを可とすることも正しくないと同時に、何れを否とすることも正しくないとすべきであらう。ただ筆者は、独自の見解を主張せざるをえず、それが生業、文化段階などの結論とよく合致する点から、その正当性を裏付けようと信ずるのであつて、“えみし文化”の二元性を改めて再確認せざるをえないのである。なお蛇足を加えるならば、高橋の研究は時間的に、また一元的に、“えみし社会”の發展を跡づけようとしたものであり、筆者のそれは、個々の時点における“えみし文化”の実体を明らかにしたものであることが、改めて理解されると思うのである。

## 二 “えみし”文化の実体

これまで述べたところは、古代“えみし”文化の復原的考察である。本稿では文化の諸相のうち、生業、言語、考古学的文化段階、社会の四項目をとり上げて論じたわけであるが、その結果をここに纏めてみると、まず(1)生業においては狩猟漁撈民であり、(2)言語の場合には、日本語とは著るしく異なるものであつたことが知られ、(3)文化段階の上からは石器時代にあり、(4)社会は政治的社会を確立するに至つていないことが明らかにされたのである。その中で(1)、(3)、(4)の各項の示すところは、石器時代の段階にあつたとして差支えないことを意味するものといえる。文献の具わる七世紀以降において、なお石器時代的な様相を示す“えみし”が、日本人と同じ人びとであつたと見なすことは、かなり困難であらうと思われるし、(2)言語の著るしい相違を併せ考えると、彼等が日本人とは異つた種族である可能性の強いことが、一層明瞭となる。ここに筆者が“えみし”をもつて異族と認める基礎的な論拠が求められるのであつて、この文化の後進性と顕著な

特色とは、いかに無視せんとし、また払拭せんとしても、各項に共通する嚴たる事実として残るであろう。これに武器として毒矢の使用された事実を加えるならば、その結論はさらに揺ぎなきものとなる。それ故、この点について再考を加えると、「えみし」が弓矢を善くしたことを立証するに足る文献は枚挙にいとまなく、すでにその幾つかを引用しておいたが、そのうちでの二、三を再録するならば、(1)齊明紀五年七月条に見える難波吉士男人書に「於是蝦夷以白鹿皮一。弓三。箭八十。献于天子。」、(2)新唐書東夷伝に「蝦夷亦居海島中。其使者鬚長四尺許。珥箭於首。令人載瓠立數十步。射無中。」などとあるほか、(3)続日本後紀承和四年二月辛丑条に「况復弓馬戰鬥。夷獠之生習。平民之十不能敵其一。然至于弩戰。雖有万方之獷賊。不得对一弩之飛鏃。」とあつて、疑問の余地がない。特に(4)性靈集の贈野陸州歌には「髻中挿著骨毒箭。……穹弓飛箭誰敢囚。苦哉辺人每被毒。」とあつて、毒矢を用いたことが知られる。矢毒の利用については石川元助が多年研究を続けておられるが、わが国人の間には、ついに使用の形迹が認められないという。すなわち、いよいよ「えみし」が日本人とは異なるものであることが、裏書されるわけである。

かくて筆者の所論は、ほとんど確固たるものとなつたといえるが、なお反論の有力な論拠は、奇しくも右に述べた文化復原の中に隠されているのである。各項において触れてはおいたが、まず生業については、「えみし」の中に農耕に従事するものが少なからず存在し、それらが建郡に伴つて、郡司に任せられ、土豪としての成長をとげて、敍位賜姓の榮に浴し、胆沢や秋田城下において、相当高度の社会を築き上げている点、また石器時代を脱し、鉄製の武器または農具を有するものがあつた事実が顧みられるからである。最後の鉄器利用については、これも前章第三節に關係史料を引用しておいた通りで、農具や刀劍、矛の類が使用されたらしく、もし、このように農民として独自の社会を育て、鉄器を享有するものが、「えみし」であるとするならば、彼等を日本人と峻別すべき理由は薄弱となるであろう。高橋富雄、氏家和典をはじめ、反論を唱える者とか、また必ずしも筆者の説に賛意を表さぬ人が少くないのも、そのためであろう。これに対し

て、筆者は次の如くに答えたい。

各項において、すでに繰返し力説しておいたように、文化復原を行った際に、しばしば現われた、“えみし文化”の二元性は、いずれが正しく、いずれが否であるというものではなく、どちらも在るがままの事実を伝えたものである。すなわち“えみし”には、段階的に見て、より進んだ文化をもつものと、著るしく低い段階に止まるものとが、同時に存在していたのである。“えみし”の農耕も、金属の利用も、いずれも日本人から学んだものと考えられ、日本人との接触地帯において、早くから行われていたらしい事実が、筆者の見解を裏付けていると思われるから、“えみし”の本来の姿を、それに求めることは正しくない。従つて“えみし文化”の特色は後者のうちに求めざるをえないから、本章の初めに述べたような、石器時代またはそれに近い文化を維持し、社会の発達も十分でない、未開の種族であつたと見なければならぬ。しかも元慶年間―九世紀末の俘囚でさえも、未だ固有の言語を用い、夷語に通曉した小野春風のみが交渉に当りえたというからには、われわれの祖先とは別個の種族と考えざるをえないではないか。

ここに至つて、なお格段に大差ある文化を持つ二種の“えみし”が、時を同じうして並び存した事実を認めがたいとする者があるならば、あまりにも発展段階説に固執するものというべきであろう。民族学、文化人類学にあつては、たとえ最後の解決を見ていないとはいえ、単純な進化的理論は厳しい批判を受けており、他方において平行関係を重視する多系的進化論も現われたことを想起すべきではあるまいか。

なお、日本人とは異なる“えみし”とは、恐らくはアイヌの祖先であろうと思われるが、その詳論は他日にゆずり、一応旧稿のうちで、それに触れた部分を参照してもらつて希望しておきたい。



## 三 “えみし” 同化の歴史的考察（結びに代えて）

最後に章を改め、“えみし”がいかにして日本人と接触し、農耕と金属器を受容して同化の途を辿ったか、という点について、簡単に予見的な私見を述べておきたい。

史料がひとまず数を増し、やや詳細且つ具体的に研究が行いうるに至った八世紀の末において、律令政府の版図と“えみし”の境界線は、概ね石巻—小牛田—古川を連ねる線に存したようである。右の事実は牡鹿、桃生、新田、色麻、玉造の諸柵が、ほぼこの東西線上に並び、漸く神護景雲元年（A. D. 797年）十月に、西端の山添いで伊治城まで進出している点から推定が可能である。また、この国鉄石巻線と陸羽東線の北側を走るラインは、稀有の例外を除くと、前方後円墳の北限でもあり、古墳らしき古墳の北限をもかぎっている。また、高橋富雄のC型（蝦夷郡司型）、すなわち権郡の郡司に任せられた“えみし”の首長のうち<sup>(35)</sup>、この方面における早い例である「田夷村の建郡」（続紀天平二年正月辛亥条）、「遠田郡領遠田君雄人」（同天平九年（A. D. 787年）四月戊午条）などは、この辺りの事実を記すものと思われるから、俘囚が農民化を完了し、建郡を可能にするほど文化を向上させたのは、ここでは天平の初期であったと思われる。別に今日の田尻町の北方丘陵附近から、特色の著るしい重弁蓮華文軒丸瓦が出土し、興野義一によつて新田柵址と推定され<sup>(36)</sup>、一方では、同町木戸にその瓦窯址が発見されて、この地で製作されたことが確かめられた。さらに同種の軒丸瓦は多賀城、色麻柵址、高崎廃寺、陸奥国分寺からも発見され、工藤雅樹は、一部を除き天平八年頃の製作であろうと述べているが、これらの事実は、あだかもこの頃建郡が見られたとする文献の示すところと合致する。しかも古墳の分布から推すと、この石巻—古川ラインの辺りに日本側の文化が浸透したのは、仙台附近とほとんど時を同じうした古墳時代（遠見塚の如き中

期的な様相を示すものがあるが、実年代は恐らく六―七世紀と思われる<sup>(38)</sup>にさかのぼりうるのである。その上、このラインを北に越えると、弥生式土器を出土する遺跡も急に数を減ずるのであるから、或いは一層古い弥生時代のことと考えることも、あながち不当ではなからう。要するに、日本の農耕金属器文化がこの地帯に到達したのは意外に古く、その影響のもとに、相当長時間を経て“えみし”の文化、ないしは社会の発展がなされたと推測されるのである。ただ、奥地には旧来の伝統を墨守する“えみし”も残存しており、他方では文化の改良は受容の仕方とか、接触そのものに対する態度の如何によつて、強弱遅速が生ずるはずであることも、考慮せねばなるまい<sup>(39)</sup>。

次に石巻―古川ラインを越え、天平神護元年に伊治城に進出すると間もなく、律令政府は約四〇軒北方の胆沢（今日の水沢）を中心とする“えみし”の猛烈な反撃を受けるに至つた。当時石巻―古川ラインの北方には、今日の大崎平野の大部分を占める沼沢地帯が発達して自然の障壁を形成し、そのため長期に亘る境界線の安定が見られたものと思われるが、その間に胆沢を中心とする“えみし”は、前述のように令制の一郡を形成するに十分なほど強大化しており、彼等独自の政治的社會を作つたといわれるまでの、社会的發展をとげていたのであつた。しかし、筆者にとつては、これすら驚くに足らぬことと思われる。すなわち、水沢市佐倉河広町の遺跡は、東北地方北半部における最も顕著な弥生時代遺跡で、この地には一層古くから農耕文化が受容されていた形迹がある。もちろん石巻―古川ラインに進出していた日本側文化が浸透した結果と見られ、その後も長期に亘つて沼沢地帯を挟んで対峙していたために、文化の伝播受容の機会に恵まれ、<sup>(40)</sup>律令政府の下に北進の圧力が強化されるに従つて、対抗上も文化の改良に積極的とならざるをえなかつたのであるから、そのように急激な發展も可能であつたと思われる<sup>(41)</sup>。さきに天平以前における巨勢麻呂、多治比守、藤原宇合らの征討と宝龜の大乱とを比較し、その間約七十年にすぎないのに、“えみし”の抵抗力が予想外に増大したことを指摘したが、そこに見られる“えみし”文化の躍進は、受容改善の意欲と努力によつて、いかに飛躍的な進歩が可能であるかを示す好例と

見なしうるであろう。ただし、それ故にこそ、筆者は古代における「えみし」の文化を過大評価することに対しては、声を大にして警告したのである。二種の明らかに文化の段階を異にする「えみし」が同時に並存したという、むしろ異常ともいえる事実を認めようとする筆者の主張は、この間の事情を冷静に考察することによつて、改めて容認しうるものとなるのではあるまいか。

附記 本稿は上・下を時期を異にして執筆し、またあまりに長くなるために、当初の構想を大幅に縮少して、第二章以下を割愛したため、統一を欠くと同時に、十分意を尽すことができなかった。記して読者の宥恕を請う次第である。また本稿から、敬称を廢することとした。自然科学においては早くから当然とされているようだし、却て利点が多いと信ずる。(一九六四・十二・十五)

## 註

- 1 「蝦夷の文化とその種族」(史学二五—三) 昭和二十六年。
- 2 (1)「再び蝦夷について」(史学一九—三)、(2)「文献に現われた蝦夷の分類的称呼について」(同三三—一)、(3)「東北方における考古学の成果と蝦夷の種族論」(同三三—三)、「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」「アイヌ説」(同三六—一)。
- 3 「人種」が主に體質的な差異を、「民族」は文化を重視した上でのことばであるといわれるので、體質と文化を不可分なものと仮定して「種族」の語を用いたのである。稿中で「日本人」としたのも、同じような意味で——「えみし」と相対的に——われわれの祖先を指している。
- 4 ミネルヴァ誌上において、昭和十一年から十二年に亘つてたたかわされた論争で、同誌一一、一一四、一一五、一一六の各号参照。
- 5 高橋富雄「蝦夷」(吉川弘文館、昭和三十八年)、「古代蝦夷の政治的社会」(古代学五—三・四)、氏家和典「蝦夷の抵抗とその背景」(文化一九—五)、田名網宏「古代蝦夷とアイヌ」(「蝦夷」古代史談和会編、昭和三十一年 所収)など。
- 6 純粹の狩猟民や漁民は、大きな集落を営むことは稀である。江戸時代の北海道アイヌの村は一村十戸、最大で二十戸といわれるから(羽原又吉「アイヌ社会経済史」)、権郡にせよ、郡を建てるような集団を形成する「えみし」は、農耕を行っていた疑いが、かなり濃厚である。
- 7 高橋富雄も馬については深い関心を示しているが、生業としての牧畜の段階を考えたり、陸奥進貢馬を主に考察するに止まつている。(前掲「蝦夷」昭和三十八年参照)。

8 筆者の考えを簡単に述べると、わが国における馬の利用は、半島に進出し、高句麗の騎馬戦法による反撃にあつて大敗したのを契期として、急激に盛んになつたものと思われる。江上波夫のように騎馬民族の渡来を想定する人もいるが、いずれにせよ、非常に古いとは思われない。

9 高橋富雄の5に挙げた著書と論文参照。

10 前掲(1・2)「蝦夷の種族とその文化」、「再び蝦夷について」など参照。

11 門脇禎二「蝦夷の叛乱―その前章―」(立命館文学 九六、高橋富雄、氏家和典らについては5参照)。

12 10の拙稿、並びに「蝦夷の分類的称呼について」(史学 三三一―)参照。

13 10、12に挙げた拙稿のうちに、繰返し述べておいた通りである。

14 長谷部言人「蝦夷」(日本人類学会編、「日本民族」所収)、高橋富雄「奥州藤原四代」人物叢書12(吉川弘文館)

15 長谷部言人、14に同じ。

16 丸山次郎「内地移住の蝦夷族についての二二の問題」(史学雑誌四〇―七)。

17 この数字は全国六六ヶ国の七割一分強に当り、地域的には、ほとんど全国に亘つて、畿内を除くほかは、日向の如き、遠く九州の奥地にまで及んでいる点を軽視しえない。

18 夷俘と俘囚は、恐らく当初においては区別さるべき法律

用語であつたと考えられるが、今日その真相を明らかにしがたく、六国史の上でも同義語として混用されている場合が多いように思われる。

19 主として氏家和典が強く主張している。前出「蝦夷の抵抗とその背景」(文化一九一五)。

20 筆者は九十九里漁村の調査に参加して、つぶさに体験した。またアイヌについては、高倉理一郎「北辺・開拓・アイヌ」(昭和十七年)に興味ある例証が見られる。江上波夫も同じ見解を、東洋文化研究所紀要三二に載せた「日本における民族の形成と国家の起源」の中で述べている。

21 田名網宏(「古代蝦夷とアイヌ」前出)によるところが多い点を明記する。

22 12に同じ。

23 早稲田大学におけるアイヌ研究会席上の談話による。

24 菊地山哉のように、この点を強調する者もあるが、「肅慎」のような正体不明の異族に関する記事も幾らか残されているとはいへ、東北地方に数多く住みついて、蝦夷に拮抗するような大勢力をもつに至つたと信ずべきものはないと断じうる。

25 このような私見に対しては、直ちに多数の賛同をうるとも思われず、松本芳夫博士に再三御注意を受けたが、筆者には正確な史料として取扱うべきものとは思われない。特に、これを信じて「えみし」の石器使用を否定するなら

ば、これまで論じたところをすべて誤りとなし、その論拠をすべて合理的に虚偽と断定しなければならぬが、それはかえつて困難なことではあるまいか。

26 門脇禎二「蝦夷の叛乱その前章——立命館文学九六」、高橋富雄「辺境における貴族社会の形成——古代陸奥における改氏姓の意義」(歴史一二)、同「古代蝦夷の政治的社会」(古代学五—三・四)。

27 高橋は26の二論文をはじめ、「蝦夷」(吉川弘文館昭和三八年)、「奥州藤原四代」(人物叢書、同昭和三三年)などを通じて、常にその点を力説している。

28 大山梓「東北地方と蝦夷」(陸奥史談二四)、「古代蝦夷」(下野史学二)。

29 われわれの研究室の鈴木公雄は、修士過程在学中にもものした論文でこの問題を探り上げ、担夫の一日の行程、運搬量、兵士食糧の消費量、各拠点間の距離、動員兵力などを勘案して、この様な結論をえている。鈴木によると当時の征夷軍は一軍団一万名、これを前中後左右の五軍に分ち、別に輜重二八〇〇が附属していた。担夫(輜重)は一人五斗の糶を運ぶが、それは今日の二斗に当り、重さは八貫に近い。兵士の一日の食量は二升と見られ、今日の八合と考えてよい。また令制の一日行程は五十里(三二軒)と定められているが、延喜式主計上に見えた調庸運搬の所用日数を見ると、下りは上りの半ばであるから、荷を運ぶ際は三五

〇三〇里(約二〇軒)と見るべきことになる。玉造塞を今日の中新田町城とし、衣川塞を平泉附近とすれば、玉造舟行——(鳴瀬川)——三本木——古川——陸羽街道——築館——衣川の里程は六八軒(舟行を除けば六〇軒)となり、衣川——水沢——北上——花巻——紫波の間は六九・五軒となる。これを前述の一日行程に照らすと、まず玉造——衣川間は担夫が四日かかって運搬に従事したことになる。今とり上げている続紀延暦八年六月庚辰条には「其從玉造塞。至衣川營。四日。」とあつて、右の推定に合致する。未占領地域の衣川——紫波間について「行程仮令六日。輜重往還十四日。」とあるのも、敵襲や道路の不備を考慮すれば正当な日数といえる。このような輜重隊の活躍が予定通り行われても、一人五斗の糶を運び、前線の兵が一人一日八合を平らげると、六二・五日分となり、兵士と輜重の比は四対一に近いから十五日分にすぎない。筆者の戦地における体験からすると担夫も食事をとるわけで、従つて集積される量は更に減ずる。これでは輜重の往復所用日数と休息時間の必要を見込むと、衣川の駐留軍を養うのが精一杯で、とうてい補給路に危険の多い紫波への前進を許すものでないことは明瞭である。古佐美は実情を述べたものと解せざるをえないであろう。また敵の収穫物を利用する考えが全く見えない点から、奥地の「えみし」が優れた農耕民でないことを推しうると思われる。

30 続日本紀延暦八年六月甲戌条。

31 村山光一「郷里制について」(史学二六一・二)

32 佐藤雨山「松前夷乱記」(東北文化研究二二二)による。

33 本稿の序説として、史学三七―二に載せた「蝦夷種族論序説(上)」の四九頁参照。

34 1および2参照。

35 高橋富雄「蝦夷の政治的社會」(古代学五―三・四)。

36 興野義一「宮城県遠田郡田尻町出土古瓦の問題点」(歴史考古六)、また木戸瓦窯址については、右の興野の論文および工藤雅樹「古式重弁蓮花文鏡瓦の製作年代について」(東北考古学三)による。

37 36に示した工藤の論文による。

38 筆者は文化の伝播に要する時間を無視するような所論にはくみしえない。また、これまでえた知見からすると、遠見塚は前方後円墳であること、粘土槨が存在したという点で中期とされているが、関東地方最古の古墳のうちに入るものとされている、横浜市港北区日吉町附近の加瀬白山古墳、観音松古墳などを見ても、必ずしも畿内の中期古墳とその制を一にしていない。関東地方では、畿内で古墳築造の風が跡を絶つた後においても、古墳が前方後円墳を含めて、なお多数造られていた。このことは衆知の事実で、詳述の違はないが、関東や東北南部の古墳において、西方には見られぬ変容が指摘される点を加えると、この方面の古墳が必ずしも西方と絶対年代を同じくするものとは断

じかたく、むしろ想像以上に年代が下降するものとも考うべきであることが知られる。この見地に立つてこそ、大崎平野あたりの古墳がさらに伝播したものと認められる、より北方の盛土墳に、和銅開宝を出土するものの存在する理由が、初めて理解されるのではなからうか。

39 高橋富雄は「蝦夷」の二六二頁以降において、筆者の主張に対して正面から反対し、「その農耕化の理解についても、提示されている事実にあわないうところがあるように思われる」といい、東北南部は五―六世紀ごろには農耕が一般化していた。それは内民が大量に入植し、現地人は同化する形で農耕をもつた。農耕化は政治的支配が及ばぬ地域にもおよんで、遠見塚、雷神山などの前方後円墳がつくられ、共に中期古墳で六世紀を下らない。前者のすぐ近くの南小泉には一大農耕集落が発達していた、と述べられた。筆者は、氏がその直前に「(清水が)そこに、いわゆる接触文化としての重層的関係を指摘されていることは……意図として正しいものであつたと思う。」といひながら、ついに筆者の所論の真意を理解されなかつたことを遺憾とする。しかし、これは氏の責任ではなく、現在の考古学の通弊にまどわされた結果であり、氏の史眼が等しく段階説に固定されているためであろう。段階すなわち相対年代と絶対年代とは、常に正しく合致するとは限らないことを考慮すべきであると信ずる。

40 “えみし”の積極的な進歩的分子がその機会をとらえようとしていたと同時に、日本人の側においても、次に引用するように“えみし”の中に入り込んで、煽動するものが存在していた。「流陸奥国新田郡百姓弓削部虎麻呂。妻文部小広刀自女等於日向国。久住賊地。能習夷語。屢以諷語騒動夷俘心。(日本後紀延暦十八年二月乙未条)、また奥地に逃れて、重税を免れようとした者も多い。「下野国言。管内百姓。逃入陸奥国者……奸偽之徒。争避課役。前後逃入者惣八百七十人。……彼土近夷。民情險惡。遞相容隱。猶不肯出。……」(統紀宝龜三年十月戊午条)、「又陸奥出羽两国。土地曠遠。民居稀少。百姓浪人。隨便開墾。国司巡檢。隨即収公。是以人民散走。……」(後紀弘仁二年正月甲子条)「国内黎民。苦来苛政。三分之一。逃入奥地。」(三代実録元慶三年三月壬辰条)。これらの者も逃れて夷地に入り、“えみし”の農耕を指導しなかつたとはいえない。さらに“えみし”の捕虜となつて、遠く連れ去られた者もある。統紀神護景雲三年十一月己丑条に「伝聞。押人等本是紀伊国名草郡片岡里人也。昔者先祖大伴部直征夷之時。到於小田郡嶋田村而居焉。其後。子孫為夷被虜。歴代為俘。……望請。除俘囚名。為調庸民。許之。」とあり、同宝龜元年四月癸巳条に「陸奥国黒川。賀美等一十郡俘囚三千九百廿人言曰。己等父祖。本是王民。而為夷所略。遂成賤隸。……伏願。除俘囚之名。輪調庸之貢。許之。」とあ

つて、このような捕虜が“えみし”文化の向上に役立つたであろうことを推さしめる。この二つの史料は、江次第抄に引かれて「俘囚本是王民」と記された為に、却て人を誤り、長谷部言人の如きは、これを論拠として俘囚日本人説を主張された。(「蝦夷」日本民族所収)しかし、これが誤解であることはいうまでもなく、このような例が少くなつたことは、賦役令に「凡没落外蕃得還者。一年以上復三年。謂。若被夷狄略取而得還者亦同也。……」と規定されていることから明白であろう。“えみし”文化の飛躍的な発展には、このような隠れた日本人の助力が、あずかつて力があつたのである。

41 筆者は弥生時代から、少くとも関東、東北南部、或いは日本海沿岸地方において、同じような農耕民と狩猟民、日本人と“えみし”の接触が続けられ、徐々に農耕化が進められていったものと信じている。文献が整つた奈良時代末において、たまたま、その事実が東北地方中部以北の出来事として記録されたにすぎない。この事実は考古学的にも立証しうると思われるが、公表を準備しつつある段階で、ここでは可能性を述べるに止めておく。

42 本号三頁参照。